

文書番号	文 書 名		制定(改訂)日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第4版	平成31年4月1日	1/6

(\*は注記)

# 谷戸大竹自治会規約

(伊勢原市・谷戸大竹自治会)

制定：平成22年4月1日

4版：平成31年4月1日

正会員配付文書

アミカケは改訂箇所

	会 長	作成者
承認		

## 第1条 (名称及び事務所)

この会は、「谷戸大竹自治会」(以下「当自治会」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

## 第2条 (会員)

- 当自治会は、谷戸大竹地区(以下「当地区」という)居住者及びこれに準ずる者(\*事業所、別荘的使用者等)をもって構成する。
- 当地区居住の一戸毎にその代表者を正会員または準会員とする。  
(\*本規約第18条に正会員と準会員の区分を詳述)
- 当地区内で事業を営む事業所、別荘的使用者(いずれも非居住)を賛助会員とする。

## 第3条 (目的)

当自治会は、会員相互の協力、協調のもとに、会員の福祉を向上させることを目的とする。この目的達成のために、第4条に掲げる会員相互の交流と親睦、地域生活環境の整備、自主防災活動などの事業推進に努め、住みよいまち作りを進めるものとする。

## 第4条 (事業及び組織)

当自治会は前条の目的を達成するために、当自治会区域内を適当数の班に区分して班長を定め、本規約第5条で述べる役員(\*班長並びに行政や各種団体要請に基づく委員を含む)を中心に次の組織を構成し、それぞれの事業を行う。以上を原則とする。また自主防災については、当自治会文書YT-02「谷戸大竹自主防災会規則」により活動を行う。

文書番号	文 書 名		制定(改訂)日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第4版	平成31年4月1日	2/6

1. 総務部……総会の準備と開催、役員会の準備と開催、予算決算案の作成、市並びに区域内外諸団体との交渉連絡、集会所並びに設備備品の管理、当自治会の発展に資するための事業推進及び将来計画の作成に関する業務、民生委員との連携活動、その他当自治会の目的達成に必要な業務。  
\*総務部は、自治会長（以下会長という）、同副会長（以下副会長という）、会計、班長、以下の各部の代表者により構成する。部長は会長。
2. 広報部……総務部を助け、自治会ニュース発行などの広報活動を行う。  
\*広報委員、会長、副会長、班長により構成。部長は広報委員。
3. 環境衛生部……ゴミ収集場所の管理、ゴミの不法投棄の防止、道路や側溝の清掃や環境美化、害虫やねずみ等の駆除、その他保健衛生に関する事業。  
\*衛生委員、会長、副会長、班長により構成。部長は衛生委員。
4. 防犯防火部……街頭パトロールなどの防犯活動、交通安全施設や防火設備のチェックと確保、警察や区域内外諸団体との連携など防犯防火に関する事業。  
\*防犯指導員、会長、同副会長、班長により構成。部長は防犯指導員
5. 保健体育部……区域内外の諸団体が主催する行事に協力する。  
\*体育委員、青少年指導員、会長、副会長により構成。部長は体育委員または青少年指導員のうちの年長者。
6. 福祉文化部……各種サークル活動、レクリエーション、子供会、老人会、生活改善活動、地域グループ活動などの事業。  
\*各種サークル、子供会、老人会などの実務責任者、会長、副会長により構成。部長は各団体の実務責任者による互選。
7. 自主防災会……自治会文書「谷戸大竹自主防災会規則」により活動を行う。  
\*会長、自主防災委員、民生・児童委員、副会長、会計、班長、前述各部の部長などにより構成。部長は自治会長。

#### 第5条（役員）

当自治会には次の役員を置く。なお役員は正会員並びに準会員の中より選出する。

1. 会 長           1名
2. 副会長       1～2名
3. 会 計           1名
4. 会計監査       2名
5. 評議委員      10余名（\*評議委員は各班の班長、前条各部の部長並びに民生・児童委員、自主防災委員とする）

#### 第6条（役員選考委員会）

当自治会は平成29年3月26日開催の平成28年度定期総会で、以下の役員選考委員

文書番号	文書名		制定(改訂)日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第3版	平成30年5月1日	3/6

会設置方式と関連事項を決定した。

1. 当自治会の役員選考委員は、a. 役員改選を控えた年度の班長、b. 同班長たちが推薦する者数名、c. 自治会本部（正副会長と会計）が推薦する者数名、の合計10数名で構成する。但しその時点の自治会長は役員選考委員には加えない。
2. 役員選考委員会の設置は、役員改選を控えて役員選考をしなければならない年度の4月～5月とする。4月末開催の班長会で、自治会本部推薦の選考委員候補者と班長推薦の選考委員候補者の刷り合わせを行い、5月末開催の班長会で「役員選考委員会の発足会議」も行う。発足会議では推薦グループから1名、班長グループから1名の委員長をそれぞれに互選で決定し、両委員長が協力して委員会をリードすることとする。必要なら正副を決めてもよい。
3. 実際の役員選考業務はその年の秋、11月頃を目途に自治会本部が要請し、両委員長が役員選考委員会の開会、選考業務の音頭をとる。選考業務とは、選考会議、役員お願い訪問・挨拶など役員選考に関わる業務全般とする。
4. 役員選考の対象は、原則として以下の役員並びに関連団体等役職者とする。なお自治会長については毎回次々期自治会長を選考する方式とする。  
  - ・自治会長 ・副会長 ・会計 ・会計監査（2名） ・衛生環境委員 ・防犯指導員 ・青少年指導員 ・自主防災委員（2名） ・体育委員 ・民生・児童委員 ・広報委員 ・宮総代（2名）
5. （次条の役員役職業務遂行の平等化に関連して）役員役職選考の際には必ず、各班の次期班長、次々期班長を選考対象とする。状況次第で次々期班長も選考対象とするのもよい。
6. 役員役職業務遂行が明らかに難しそうな人は選考対象にしない。無理強いはしない。

#### 第7条（役員役職業務遂行の平等化）

当自治会は平成29年3月26日開催の平成28年度定期総会で、以下の役員役職業務遂行の平等化方式を決定した。

1. 班長並びに会計監査以外の自治会役員役職の業務を遂行した者は、次の班長任務を免除されるものとする。但し班の世帯数が4～10世帯前後の班は役員役職業務遂行後5年以内、班の世帯数が15世帯以上の班は役員役職業務遂行後10年以内の班長任務を免除するものとする。
2. 但し役員役職業務遂行者が班の世帯の大半を占めてしまう場合は、当該班の中で協議して方式決定するものとする。

#### 第8条（役員の仕事）

1. 会長は当自治会を代表し、当自治会業務全般を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その仕事を代行する。
3. 会計は当自治会の会計事務を担当する。
4. 会計監査は当自治会の会計監査を行う。
5. 評議委員は各事業を分担するほか、各事業の状況を逐次報告するとともに、当自治会運営に関する事項を提案、審議する。  
（\*各班の班長はそれぞれの班内への各種連絡などの班長任務を履行するとともに、評議委員として当自治会活動を分担する）。

文書番号	文 書 名		制定（改訂）日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第4版	平成31年4月1日	4/6

（\*行政や各種団体要請に基く委員は、それら委員としての任務を履行するとともに、評議委員として当自治会活動を分担する）。

#### 第9条（役員任期）

1. 自治会長の任期は原則1年とする。但し自治会長本人が再任を希望する場合は総会で決するものとし、再任を妨げない。
2. 自治会長以外の各役員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。但し評議委員については、班長としての任期並びに各種団体要請に基く委員としての任期が優先するものとし、それらの後任者が自動的に評議委員としての任期に入るものとする。
3. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第10条（役員解任）

役員で規約に違反、または会の体面を汚す行為のあった時は、総会の決議により解任することができる。

#### 第11条（相談役）

1. 当自治会に若干名の相談役を置くことができる。但し当自治会の会員に限る。
2. 相談役は会長が推薦し、役員会に諮り、会長が委嘱する。
3. 相談役は会長要請により会務を補佐するものとする。また、役員会に出席し、意見を述べるることができる。

#### 第12条（民生・児童委員、他）

当自治会の会員並びに自治会活動に深く関与するものとして、民生・児童委員、宮総代などがある。

1. 民生・児童委員は、当自治会エリアを担当する者1名を推薦・選任する。選考は本規約第6条の役員選考委員会に委ねる。
2. 宮総代は信教の自由に基き、その職務に合意した者が担当する。当自治会がその選任に関与することは妨げないものとし、本規約第6条の役員選考委員会に委ねる。
3. その他内外諸団体から委員等選出を要請された場合は、会長判断もしくは役員協議によりその是非を決定して対応する。

#### 第13条（総会）

1. 定期総会は年一回、年度末に開催するものとし、会長が招集する。また、会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる。なお役員は三分の一以上から請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会は次の事項を審議、決定する。
  - ・ 予算決算に関すること。
  - ・ 規約の改廃に関すること。
  - ・ その他、重要と判断される事項。
3. 総会の議長は原則として会長が務める。
4. 総会の開催は正会員の二分の一以上の出席を要し、議事は出席者の過半数を以て決する。但し、賛否同数の時は議長が決定する。

文書番号	文 書 名		制定（改訂）日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第4版	平成31年4月1日	5/6

#### 第14条（緊急対応と総会承認）

総会議事に匹敵する重要事項が発生し、緊急対応しなければならない場合は、会長判断、もしくは役員会による決議で執行し、次の総会において承認を受けるものとする。

#### 第15条（役員会）

1. 本規約第5条に記した全役員に役員会は原則として年一回以上の開催とし、定期総会もこれに含める。開催時期は会長が定め、招集する。また会長、副会長、会計と班長全員による役員会を適宜開催する。必要に応じて前記以外の役員の出席を求めてもよい。この役員会も開催時期は会長が定め、招集する。
2. 役員会は次の事項を報告、審議、決定する。
  - ・当自治会区域内の重要事項に関すること。
  - ・自治会活動に関すること。
  - ・行政や内外各種団体からの情報に関すること。他。
3. 役員会の議長は原則として会長が務める。なお議事内容等に応じて、別途議長を選出することは妨げない。
4. 役員会の開催は対象役員の二分の一以上の出席を要し、議事は出席者の過半数を以て決する。但し、賛否同数の時は議長が決定する。

#### 第16条（会計年度）

当自治会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月28日までとする。

#### 第17条（収入）

当自治会の収入は、会費、寄付金、その他とする。

#### 第18条（会費）

当自治会の会費は、以下の区分の通りとし、会員は年1回、年額を納入するものとする。年度途中で転入の場合は、転入翌月より月割で納入する。転退出については申し出があれば返還するが、納入後4ヶ月を経ている場合は返還しない。

1. 正会員＝戸別住宅居住者 年額 5,000円（平成28年度実績）
2. 準会員＝集合住宅居住者 年額 2,500円（ 同上 ）
3. 賛助会員＝事業所等 別途、事業規模等で区分

#### 第19条（弔事の対応）

1. 当自治会は、正会員及び準会員本人、及びその同居の家族が死亡した時は弔慰金を贈る。各班長は弔事の情報を速やかに会長に連絡すること。
2. 弔事の周知は「至急回覧」によるものとする。会長は弔事の情報を入手次第、「至急回覧」を作成して全班長に配布。班長並びに班員は、「至急回覧」を留め置くことなく回覧して、情報の迅速周知に努める。

#### 第20条（文書保管期限）

1. 当自治会の運営に関する文書のうち、毎年度の定期総会並びに臨時総会の議題等の文書、同議事録、及び毎年度の役員役職者名簿は、原則として「永久保管または50年保管」と定める。

文書番号	文 書 名		制定（改訂）日	頁
YT-01	谷戸大竹自治会規約	第4版	平成31年4月1日	6 / 6

2. 前述以外の文書の保管期限については自治会長が適宜定める。
3. 前述の要保管文書類は専用のファイリングを施してファイル表紙に保管期限を明示し、自治会長が管理するものとする。

#### 第21条（その他）

1. 本規約の制定、改訂は総会承認事項とする。なお本規約を補完するために、必要に応じて付属文書を作成するものとし、付属文書も総会承認事項とする。但し、期の途中で改訂及び新規作成文書については、会長判断で暫定運用できるものとし、次の総会において報告、承認を受けるものとする。
2. その他当自治会の運営に関する必要事項や、本規約並びに付属文書に定めのない事項については、役員会において決め、必要に応じて総会に諮る。

#### 付則

- 1) 本規約は平成22年4月1日より施行する。
- 2) 本規約は平成29年3月26日の自治会定期総会で改訂承認を受け、平成29年5月1日を以て改訂・施行する。
- 3) 本規約は平成30年3月25日の自治会定期総会で改訂承認を受け、平成30年5月1日を以て改訂・施行する。
- 4) 本規約は平成31年3月21日の自治会定期総会で改訂承認を受けた事項につき、改訂記述をし、平成31年4月1日を以て改訂・施行する。

#### 制定・改訂履歴

- 1) 平成22年4月1日制定、施行。（自治会長・舞出 勉）
- 2) 平成29年5月1日改訂、施行。（自治会長・舞出 勉）
  - ・第4条の前文に「以上を原則とする。」を追記。
  - ・第4条の7に「民生・児童委員」を追記。
  - ・第5条の5に「民生・児童委員」を追記。
  - ・第6条の（役員選考委員会）を全面改訂。
  - ・付随して第7条（役員役職業務遂行の平等化）を新たに記述。
  - ・第12条の（民生・児童委員、他）を現状に則して改訂記述。民生・児童委員は従来は隣接の千津南自治会と兼務だったが平成22年12月より当自治会エリアのみでの委員1名制が定められたことによる。
  - ・第16条の（会計年度）を現状に則して改訂記述。
  - ・第18条の（会費）を現状に則して改訂記述。
  - ・第20条の（文書保管期限）を新たに記述。
- 3) 平成30年5月1日改訂、施行。（自治会長・舞出 勉）
  - ・第15条（役員会）の1を改訂。当自治会の現状に即した役員会の開催方式に変更・改訂。
  - ・第15条の4の役員を対象役員に改訂。役員の種別に応じて措置。
- 4) 平成31年4月1日改訂・施行。（自治会長・舞出 勉）
  - ・第6条（役員選考委員会）の4を改訂。自治会長選考対象を常に次々期会長とする。
  - ・第9条（役員の任期）の1に、新たに自治会長任期を記述。原則1年として自治会長職務の軽減化につなげる。